

## 型式、技術者等の登録に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、浄化槽に関する各種の登録に関して、別に定めのあるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

### (型式)

第2条 浄化槽法の定めにより国土交通大臣の認定を受けた浄化槽を滋賀県内において販売又は設置しようとする浄化槽製造業者は、その型式を協会を経由してあらかじめ滋賀県知事に届出なければならない。

2 前項の浄化槽製造業者は、登録手数料として1型式につき5千円を協会に納入するものとする。

### (技術者)

第3条 浄化槽工事業者は、滋賀県内において浄化槽の工事に従事する浄化槽設備士を協会に登録するものとする。

2 浄化槽保守点検業者は、滋賀県内において浄化槽の保守点検に従事する浄化槽管理士を協会に登録するものとする。

3 前2項の登録をしようとする者は、協会に技術者登録料として、各項の登録ごとに、技術者1人につき1千円を納入するものとする。

### (指定採水員)

第4条 浄化槽保守点検業者は、滋賀県内において効率化11条検査に従事する指定採水員を協会に登録するものとする。

2 前項の指定採水員は、協会が行う指定採水員指定講習会を修了しなければならない。

3 指定採水員指定講習会を受講しようとする者は受講料として1人につき2千円を、及び指定採水員として登録しようとする者は登録料として1人につき1千円を協会に納入するものとする。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

### (補則)

第6条 この規程に定めるものの外、登録に関して必要な事項は会長が別に定める。

### 附則

この規程は、公益社団法人滋賀県生活環境事業協会の設立の登記の日から施行する。